

◆原材料・エネルギーコスト増加の影響を受ける下請事業者に対する配慮について

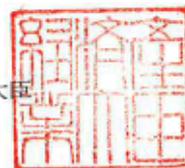
本年10月2日付で、以下のとおり、経済産業大臣から当会宛に下請中小企業振興法第三条に基づく振興基準や下請代金法の趣旨に照らし、適切な価格決定がなされるよう、会員企業に対して周知するよう要請がありました。

経済産業省

20141001中第2号
平成26年10月2日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する
配慮について

最近の我が国中小企業・小規模事業者の業況をみると、2013年以降、着実に改善が続けておりますが、資源価格が高止まりしている状況の中、最近の急速な円安の進展も相まって、原材料・エネルギーコストの増加が、とりわけ中小企業・小規模事業者の収益を強く圧迫していることが懸念されます。

下請中小企業者と親事業者との取引対価の決定方法については、下請中小企業振興法第三条に基づく振興基準（下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準、以下「振興基準」という。）第4において、材料費、市価の動向等の要素を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとされております。また、親事業者による一方的な価格設定などの買いたたきや減額などは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）においては、禁止行為として規定されているところです。

貴団体におかれては、現下の状況を踏まえ、上記振興基準や下請代金法の趣旨に照らし、適切な価格決定がなされるよう、会員企業に対して周知されるよう要請します。

〔下請中小企業振興法（抜粋）〕

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

〔振興基準（抜粋）〕

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

〔下請代金法（抜粋）〕

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

(減額)

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

(買いたたき)

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

詳細は、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/141003energy.htm>をご覧ください。

◆下請取引適正化推進月間の実施について

本年10月1日付で、公正取引委員会事務総長並びに中小企業庁長官から当会宛に本年度においても11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請取引適正化推進講習会等の実施により、下請法の普及・啓発を行うこととしたので、これに関する広報等についての協力依頼がありました。

詳細は、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/141001ShitaukeGekkan.htm>をご覧ください。

◆ 「JFW JAPAN CREATION 2015」 について

来る11月5日(水)～6日(木)、東京国際フォーラムにおいて「JFW JAPAN CREATION 2015」が開催されます。当会傘下の組合員有志が「JYTねん糸グループ」として参加・出展いたします。

出展企業：岩本繊維(株)、金田繊維合資会社、藤田織物(株)、古市(株)、山甚撚糸(株)、
マルイテキスタイル(株)、広部撚糸(有)、渡辺繊維(株) 「以上福井県8社」

伊高撚糸(株)、(株)ビエント、(有)青山繊維加工 「以上愛知県3社」

詳細は、<http://www.japancreation.com/2015/overview.html>をご覧ください。

◆ 第50回日本撚糸青年協議会全国大会の開催について

来る3月14日(土)、名古屋観光ホテル(愛知県名古屋市)におきまして日本撚糸青年協議会の全国大会を開催する予定です。

詳細につきましては、決まり次第各産地組合へご案内をいたしますが、今回は50回記念大会となり、また、当連合会との共催で開催いたしますので、青年会のない産地の皆様にも是非ともご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加対象者は、当連合会会員組合の組合員及び賛助会員の方となります。

◆ 中小企業関連ホームページ等について

I 税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支

えありません。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

③ 中小企業・小規模企業向けの「消費税転嫁対策」に関するホームページ

⇒<http://www.zei-tenka.jp>

II 各種中小企業支援について

① 中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

② ミラサポホームページ<http://www.mirasapo.jp/>

ミラサポは、中小企業庁委託事業として中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

③ 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。